第四十九条　科学技術機関

1　この協定により科学技術機関を設置する。

2　科学技術機関は、学際的な専門知識（関連する科学的及び技術的な専門知識並びに先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関する専門知識を含む。）の必要性、ジェンダーの均衡及び地理的に衡平に代表されることを考慮して、専門家の資格で、及びこの協定の最善の利益のために職務を遂行する適当な資格を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。科学技術機関の運営のための付託事項及び方法（選出の手続及び委員の任務の期間を含む。）は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3　科学技術機関は、必要に応じ、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関並びに他の科学者及び専門家からの適当な助言を参考とすることができる。

4　科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、2に規定する学際的な専門知識を考慮して、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づいて与えられる任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。

第五十条　事務局

1　この協定により事務局を設置する。締約国会議は、その第一回会合において、事務局の任務の遂行のための措置（事務局の所在地の決定を含む。）をとる。

2　国際連合事務総長は、事務局がその任務を開始するまでの間、国際連合事務局法務部海事・海洋法課を通じて、この協定に基づく事務局の任務を遂行する。

3　事務局及び接受国は、本部協定を締結することができる。事務局は、接受国の領域内において法的能力を享有し、並びに接受国からその任務の遂行に必要な特権及び免除を与えられる。

4　事務局は、次のことを行う。

(a)　締約国会議及びその補助機関に対し、この協定の実施のための運営上の及び事務的な支援を提供すること。

(b)　締約国会議の会合及びこの協定に基づいて、又は締約国会議によって設置されるその他の機関の会合を準備し、並びにこれらの会合のための役務を提供すること。

(c)　この協定の実施に関する情報を適時に送付すること（締約国会議の決定を公に利用可能なものとし、並びに当該決定を全ての締約国並びに関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関に送付することを含む。）。

(d)　適当な場合には、他の関連する国際機関の事務局との協力及び協調を促進し、並びに特に、締約国会議の承認を条件として、その目的のため、及びその任務を効果的に遂行するために必要な運営上及び契約上の取決めを行うこと。

(e)　この協定に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し、及び当該報告書を締約国会議に提出すること。

(f)　この協定の実施に係る支援を提供し、及び締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

第五十一条　情報交換の仕組み

1　この協定により情報交換の仕組みを設置する。

2　情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによって構成される。情報交換の仕組みの具体的な運用方法は、締約国会議が決定する。

3　情報交換の仕組みは、次のことを行う。

(a)　締約国がこの協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、並びに当該情報を提供し、及び周知することを可能とするための単一のプラットフォームとしての役割を果たすこと。当該情報には、次の事項に関するものを含める。

(i)　第二部に規定するいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源

(ii)　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の設定及び実施

(iii)　環境影響評価

(iv)　能力の開発及び海洋技術の移転に関する要請並びにそれらに関する機会（研究協力及び訓練の機会、海洋技術の移転のための技術的な情報及びデータの情報源及び利用可能性に関する情報、海洋技術への容易なアクセスの機会並びに資金の利用可能性を含む。）

(b)　能力の開発に関するニーズと利用可能な支援及び海洋技術の移転を行う者（海洋技術の移転において提供者として参加することに関心を有する政府機関、非政府機関及び民間団体を含む。）とを結び付けることを容易にし、並びに関連するノウハウ及び専門知識へのアクセスを容易にすること。

(c)　関連する世界的な、地域的な、小地域的な、国の及び分野別の情報交換の仕組み並びに他のジーンバンク、保管場所及びデータベース（先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に関するものを含む。）との連結を提供し、並びに可能な場合には、情報の交換のための公に利用可能な民間及び非政府のプラットフォームとの連携を促進すること。

(d)　世界的な情報交換の仕組みの下で地域的及び小地域的な情報交換の仕組みを設ける場合において、適当なときは、世界的、地域的及び小地域的な情報交換の機関を基礎とすること。

(e)　透明性の強化を促進すること（締約国と他の関連する利害関係者との間で、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する環境の基本的なデータ及び情報の共有を促進することによるものを含む。）。

(f)　国際的な協力及び協調（科学的及び技術的な協力及び協調を含む。）を促進すること。

(g)　締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行すること。

4　情報交換の仕組みは、事務局が管理する。ただし、締約国会議が決定する他の関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関（国際連合教育科学文化機関の政府間海洋学委員会、国際海底機構、国際海事機関及び国際連合食糧農業機関を含む。）との協力の可能性を妨げるものではない。

5　情報交換の仕組みの管理に当たっては、開発途上国である締約国の特別の要請及び開発途上にある島嶼国である締約国の特別の事情を十分に認識し、並びにこれら締約国が不当な障害又は事務的な負担なく利用することができるよう、当該仕組みへのアクセスを容易にする。情報には、これらの締約国の国内において及びこれらの締約国と共に情報の共有、啓発及び普及を促進し、並びにこれらの締約国に具体的な計画を提供するための活動に関するものを含める。

6　この協定に基づいて提供される情報の秘密性及び当該情報に対する権利は、尊重されなければならない。この協定に基づくいかなる規定も、締約国の国内法令又は他の適用可能な法令に基づいて開示から保護される情報の共有を要求するものと解してはならない。

第七部　資金及び資金供与の制度

第五十二条　資金供与

1　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供する。

2　この協定に基づいて設置される機関は、締約国の分担金によって賄われる。

3　この協定により、この協定に基づく十分な、利用可能な、新規の及び追加的な並びに予測可能な資金の供与のための制度を設置する。資金供与の制度は、この協定の実施に当たり、開発途上国である締約国を支援し（能力の開発及び海洋技術の移転を支援するための資金供与を通じて行うことを含む。）、並びに海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のためにこの条に規定するその他の任務を遂行する。

4　資金供与の制度には、次のものを含める。

(a)　締約国会議によって設置される任意の信託基金であって、開発途上国である締約国（特に、後発開発途上国、内陸国である開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の代表者がこの協定に基づいて設置される機関の会合に参加することを促進するためのもの